

JAS構造材利用拡大事業の概要

JAS構造材を使って**非住宅建築物**を建てると、**国が材料調達費を建築業者等に最大3,000万円**助成します。

【JAS製品について】

・JAS材は、品質・性能がしっかり表示されている木材です。

「JAS規格制度」とは、農林水産大臣が制定した「日本農林規格」(JAS規格)に基づく品質検査方法・生産方法・流通方法などの基準を満たす商品に対してのみ、JASマークを付けることが認められている任意の制度です。

【事業の目的】

・**構造計算に対応できるJAS構造材の格付実績を引き上げ、流通量を増やして消費を拡大を目指す。**

【事業の流れ】

・本事業は2つの事業で構成されています。



【助成額】

- ①機械等級区分構造用製材 最大3,000万円
- ②2×4工法構造用製材 最大3,000万円
- ③CLT(直行集成板) 最大3,000万円

【助成対象者】

・**建築工事業又は大工工事業の許可を受けた建築業者**
(ただし、木材業、製材業、建築士等の方も建設業者と連名で申請できる。)

【予算額】

約30億円

制度が大幅に拡充

JAS構造材利用拡大事業が使いやすくなりました (事業のポイント及び補助要件)

群馬県木連

Q1: どのような事業ですか。

A1: この事業は、JAS構造材製品を使って、事務所や店舗などの住宅以外の建築物を建てたときに、工務店などの建設業者に、木材調達費の一部を補助する制度です。
*調達費には、材料費、加工費、運搬費を含みます。

Q2: どのくらい助成してもらえるのですか。

A2: 3つの補助区分ごとに、最大で1棟当たり3,000万円補助されます。
①機械等級区分構造用製材: 最大3,000万円/棟 (助成単価は、2千円/m²又は4千円/m²)
②2×4工法構造用製材: 最大3,000万円/棟 (助成単価は、2千円/m²又は4千円/m²)
③CLT(直交集成板): 最大3,000万円/棟 (助成単価は、14万円/m³)
*最大助成額3千万円は、1,000m²以上または4階建て以上の大型建築物の場合です。

Q3: 補助金は誰でももらえるのですか。

A3: この補助金を受けることができるのは、工務店やハウスメーカーなどの建設業者です。ただし、製材業者やプレカット工場、木材流通業者などの方は、建設業者と連名で申請できます。

Q4: 補助金を受けるにはどうすればいいですか。

A4: ①第1に「JAS構造材活用宣言」をし、事業者登録をしてもらいます。
申請・登録は補助対象物件が決まっていなくてもいつでも出来ます。
様式を全木連か県木連のホームページからダウンロードして全木連へ申請してください。
②次に補助対象となる建築物の工事届が済んだら「物件申請」を行い、事業採択になりましたら建築に取りかかります。
③建て方が終了したら、「助成金交付申請」を行い、補助金をもらいます。

Q5: 補助金を受けるための要件はどんなものですか。

A5: 主な要件は次の六つです。
①申請者の要件 (施主ではなく、知事許可を受けた法人格を有する建設業者等です)
②申請物件数の制限 (3件以上の申請をする事業者は、クリーカット法の登録木材関連事業者であること)
③対象建築物の要件 (事務所や店舗などの非住宅建築物であること、今年度から民間の事業者が建てる社会福祉施設や病院などの公共建築物が補助対象となりました)
④対象木材の要件 (格付けされたJAS材であること、合法木材であること)
⑤使用箇所要件 (JAS材を柱、梁桁、壁などの構造材の一部に使う必要があります)
⑥事業期間の要件 (物件申請は10月末まで、助成金申請は12月20日まで)

H31新規事業

外構部の木質化対策支援事業が始まりました。 (事業のポイント及び補助要件)

群馬県木連

Q1: どのような事業ですか。

A1: この事業は、住宅・非住宅の外構部の木質化の取り組みを行う工務店等の事業者に、その実証に係る経費を補助する制度です。

Q2: 対象となる施設は、どのようなものがあります

A2: 「外構部」とは、居住、生活する建物の外にある工作物で、木材を使って整備できる物をいいます。
具体的には、塀やフェンス、柵、ウッドデッキ、門柱、門扉、アプローチ、ボードウォーク、カーポートなどが挙げられます。

Q3: どのくらい助成してもらえるのですか。

A3: 助成額は定額助成で、補助対象施設による助成額は、次のとおりです。
①塀や柵、その他これに類する外構施設 : 延長1m当たり3万円~5万円(定額助成)
②上記以外の外構施設(ウッドデッキ等) : 1m3当たり30万円~50万円(定額助成)
*木材使用量の下限値、及び助成金額の上限値が設定されています。

Q4: 補助金は誰でももらえるのですか。

A4: 本事業は実証事業であり、施主への直接支援ではありません。(施主は対象外)
この補助金を受けることができるのは、対象施設を施工する工務店、建築・建設業者等です。

Q5: 補助金を受けるにはどうすればいいですか。

A5: ①助成対象者は、「外構実証事業申請書」を県木連を通して全木協へ提出します。
申請様式は、全木協のホームページからダウンロードできます。
②全木協で事業の可否を審査し、事業採択になったら、施設の施工に取りかかります。
③施工が完了したら事業報告書を付けて「助成金交付申請」を行い補助金をもらいます。

Q6: 事業のスケジュール、事業執行上の留意点を教えてください。

A5: ①事業申請は、4月中旬~10月末日まで、助成金の交付申請期限は12月末日までの予定です。
②劣化防止のため、地際、基礎に接する部分は耐久性を有する木材とする必要があります。
③事業申請の際は、施主が木材の耐久性、メンテナンス計画について了解した旨を記した誓約書を提出してもらいます。
④対象木材は合法性が証明された木材であることが要件です。なお、外材、国産材の別は問いません。